

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会規則第 6 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 3 2 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の 2 第 3 項を次のように改める。

3 職員は、育児休業法第 1 9 条第 2 項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、7 号様式の 4 による部分休業申出書を教育委員会に提出しなければならない。同条第 3 項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第 1 7 条の 2 第 5 項中「第 1 項から第 3 項まで」を「第 1 項、第 2 項及び第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の請求にあつては第 7 号様式の 4 の 2 による第 1 号部分休業簿を、同項第 2 号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の請求にあつては第 7 号様式の 4 の 3 による第 2 号部分休業簿をもって教育委員会に請求しなければならない。

第 7 号様式の 4 を次のように改める。

## 部分休業申出書

年 月 日

上尾市教育委員会 様

校 名

職 名

氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生年月日
				年 月 日生
2 申出内容	種 別	申 出 内 容		
	<input type="checkbox"/> 当初	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業 (1日につき2時間を超えない範囲内)		
	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業 (1年につき条例で定める時間を超えない範囲内)		
3 変更が必要な事情				
4 備 考				

(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は第7号様式の4の2を、第2号部分休業の場合は第7号様式の4の3を提出すること。

第7号様式の4の次に、次の2様式を加える

第7号様式の4の2（第17条の2関係）

第1号部分休業簿

校名 \_\_\_\_\_  
 職名 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

年度

整理 番号	承認				請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間									請求月日	備考					
	決裁 者			請求者		月	日	から	月	日	まで	毎日/ 曜日等	時間	から			時	分	まで		
1						月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
2						月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
3						月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
4						月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
5						月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
6						月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
7						月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
8						月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
9						月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
10						月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

第7号様式の4の3（第17条の2関係）

第2号部分休業簿

校名 \_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年度 \_\_\_\_\_

整理 番号	承認					請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間							請求 時間数	残時間 数	請求月日	備考								
	決裁 者				請求 者		月 日				時間														
							月	日	から	月	日	まで	時					分	から	時	分	まで			
1							月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
2							月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
3							月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
4							月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
5							月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
6							月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
7							月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
8							月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
9							月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	
10							月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	時間	分	月	日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の上尾市立小・中学校職員服務規程（以下「新規程」という。）第 17 条の 2 の規定は、施行日以後に承認を受ける部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に承認を受ける部分休業については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市立小・中学校職員服務規程第 7 号様式の 4 による書類は、新規程第 7 号様式の 4 によるものとみなす。